

●ウェブサイト等を利用した選挙運動

		政党等	候補者	有権者
公示前	ウェブサイトの利用	事前運動になり禁止	事前運動になり禁止	事前運動になり禁止
公示後	ウェブサイトの利用	自由	自由	自由
	電子メール	自由	自由	禁止
	有料バナー広告	自由	禁止	禁止
選挙終了後	ネット利用挨拶	自由	自由	自由

●ネット選挙運動の注意点

新しく認められた事	選挙運動を進める上の注意点
1、ウェブサイトを使っての選挙運動	未成年者や特定公務員(裁判官、警察官等)、公民権停止中の人は改正後も禁止される。公示前の選挙運動は事前運動になり禁止
2、ソーシャル・メディアを使った投票依頼	公示前は事前運動になり禁止、選挙運動の3要素を表示しない(①特定の選挙、②特定の候補者の名前、③投票を依頼する内容)
3、ウェブサイトにピラやポスターを掲載	ピラやポスター等を印刷してそれを頒布したり掲載することは禁止。
4、政党、候補者が同意して電子メールで投票依頼する。	有権者が受け取った投票依頼のメールを第三者に転送することは禁止。
5、ネットを使った選挙後の挨拶	選挙運動終了後、ネットを使っての挨拶は、礼行為ではなく選挙の報告が主体。